



島根県報

平成29年3月28日（火）

号外第26号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

（雇 用 政 策 課） 2

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

（ ” ） 2

公布された条例等のあらまし◇**職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則**（規則第11号）

- 1 規則の概要
雇用対策法施行規則の改正に伴う規定の整備（第2条関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

◇**訓練手当支給規則の一部を改正する規則**（規則第12号）

- 1 規則の概要
雇用対策法施行規則の改正に伴う規定の整備（第3条関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

規 則

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第11号

職場適応訓練委託規則の一部を改正する規則

職場適応訓練委託規則（昭和42年島根県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第20条」を「第22条」に改め、同条第4号中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第12号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和42年島根県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「第20条」を「第22条」に改め、同項第4号中「小学校及び幼稚園」を「幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）及び小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。
